

農地利用集積事業実施要領

(平成22年3月25日付け21経営第6901号農林水産事務次官依命通知)

第1 趣旨

農業生産の重要な基盤である農地が最大限に利用されるようにしていくことが必要な中で、地域の農業者の利用する農地が分散している状況にあり、効率的な利用が困難となっている。

このため、平成21年12月に施行された農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）により、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）において、市町村段階で農地をまとめて使いやすくする仕組みとして、農地利用集積円滑化事業（基盤強化法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。以下同じ。）が創設された。

この仕組みの中で農地の集積に取り組む農地利用集積円滑化団体（基盤強化法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）による農地の利用調整活動が積極的かつ効果的に行われることが重要であることから、本事業によりその活動を支援し、地域における意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することとする。

第2 事業内容

1 農地利用集積円滑化促進事業

(1) 農地利用調整活動支援事業

ア 実施主体

本事業の実施主体は、農地利用集積円滑化団体とする。

イ 利用集積交付金

(ア) 内容

実施主体が行う農地利用集積円滑化事業により、農地について次の要件のすべてを満たす利用権（基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権をいう。以下同じ。）の設定が行われた場合（実施主体への利用権の設定及び農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める利用権の設定を除く。）に、当該設定が行われた農地の面積に応じて、実施主体に対して、(ウ)の用途に要する交付金（以下「利用集積交付金」という。）を交付するものとする。

a 農用地利用集積計画（基盤強化法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画をいう。以下同じ。）により、基盤強化法第18条第3項第2号のイ及びロに掲げる要件（農地法（昭和27年法律229号）第2条第3項に規定する農業生産法人及び基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者にあつては、イに掲げる要件）のすべてを満たす者に対して行われた利用権の設定であること。

b 6年以上の存続期間を有する利用権の設定（経営局長が別に定める利用権の設定を含む。）であること。

c 農地の所有者から実施主体に対して、利用権の設定の相手方の選定及び農

用地利用集積計画への同意について委任する旨が書面により意思表示されている農地に係る利用権の設定（基盤強化法第4条第3項第1号イに規定する農地所有者代理事業の場合）又は転貸する相手方を指定しないことについて書面により意思表示されている農地に係る利用権の設定（基盤強化法第4条第3項第1号のロに規定する農地売買等事業の場合）であること。

d 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農地に係る利用権の設定であること。

(イ) 利用集積交付金の交付単価

利用集積交付金の交付単価は、交付金の対象となる利用権の設定が行われた農地10アール当たり2万円とする。

(ウ) 利用集積交付金の使途

交付を受けた利用集積交付金は、実施主体が行う農地利用集積円滑化事業に要する経費であって、経営局長が別に定めるものに利用するものとする。

(エ) 利用集積交付金の適正な管理

a 実施主体は、次のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出るとともに、利用集積交付金の全部又は一部を返還するものとする。

(a) 不正の手段により利用集積交付金の交付を受けた場合

(b) 行われた利用権の設定が、その効力が発生する日から6年が経過する日までに解約された場合（経営局長が別に定める場合を除く。）

(c) その他本実施要領の規定に違反していると認められる場合（ただし、農地の崩壊、土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により利用権の設定が行われた農地が買い取られる場合等やむを得ない事情のある場合はこの限りではない。）

b 都道府県知事は、aの(a)から(c)までのいずれかに該当すると認める場合には、実施主体に対して、利用集積交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

c 実施主体は、利用集積交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する書類を、利用集積交付金の交付を完了した日が属する年度の翌年度から起算して6年間整備保管しなければならない。

ウ 推進員設置費

(ア) 内容

実施主体が農地利用集積円滑化事業に取り組むに当たり、地域の農業及び農地事情に精通している者を、農地の利用調整を行う推進員（以下「推進員」という。）として設置する場合に、実施主体に対して、当該推進員が行う(イ)の活動に必要な経費であって経営局長が別に定めるものに要する助成金（以下「推進員設置費」という。）を助成するものとする。

(イ) 推進員の活動内容

推進員は、次の活動を行うものとする。

- a 農地の所有者、農業者等に対する普及啓発活動
- b 農地の所有者、農業者等に対する農地の利用に関する意向調査
- c 農地をまとめて農業者が使いやすくするための農地の集積計画案の作成
- d 関係機関及び関係団体との連絡調整
- e 農地利用集積円滑化事業に関する都道府県等が主催する研修会等への出席
- f その他農地利用集積円滑化事業を推進するために必要となる活動

(ウ) 推進員の活動の管理

推進員は、活動の日時、活動内容等を取りまとめた活動報告を記録し、毎月末に実施主体に提出するものとする。

(2) 農地引受支援事業

ア 実施主体

本事業の実施主体は、農地利用集積円滑化団体とする。

イ 農地引受支援費

(ア) 内容

実施主体が行う農地利用集積円滑化事業により、特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）が(イ)に規定する農地を借り受けた場合に、当該特定農業法人が当該農地において営農するために必要となる農業資材費等であって、経営局長が別に定めるものに要する助成金（以下「農地引受支援費」という。）を実施主体を通じて当該特定農業法人に対して助成するものとする。

(イ) 引受農地

農地引受支援費の活用に係る農地は、(1)のイの(ア)の利用権の設定が行われた農地とする。

ウ 小規模基盤整備支援費

(ア) 内容

実施主体が行う農地利用集積円滑化事業により(イ)に規定する利用権の設定が行われた農地について、より効率的な利用ができるようにするため、畦畔除去等経営局長が別に定める整備（以下「小規模基盤整備」という。）を行う場合に、実施主体に対して当該小規模基盤整備に要する助成金（以下「小規模基盤整備支援費」という。）を助成するものとする。

(イ) 整備対象農地

本事業による小規模基盤整備を行う農地は、(1)のイの(ア)の利用権の設定が行われた農地とする。

(3) 市町村活動推進事業

ア 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

イ 内容

実施主体が農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために次に掲げる活動を行う場合に、実施主体に対して当該活動に必要な経費であって、経営局長が

別に定めるものに要する助成金を助成するものとする。

- (ア) 農地の所有者及び農業者等に対する集落段階での普及啓発活動
- (イ) 関係機関及び関係団体との連絡調整
- (ウ) 農地利用集積円滑化事業に関する都道府県主催の説明会等への出席
- (エ) 市町村の区域内における農地利用集積円滑化事業の取組内容を取りまとめた事例報告書の作成
- (オ) その他農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために必要となる活動

(4) 手続

ア 事業計画の提出等

- (ア) 実施主体の長は、経営局長が別に定めるところにより事業計画を都道府県知事に提出し、その承認を得るものとする。この場合において、市町村を経由して提出できるものとする。
- (イ) 都道府県知事は、(ア)により提出された事業計画を承認しようとする場合は、地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）にあらかじめ協議することとする。

イ 事業計画の重要な変更

実施主体の長は、事業計画について経営局長が別に定める重要な変更を行う場合は、アに掲げる手続に準じて行うものとする。

ウ 実施状況報告の提出

実施主体の長は、利用集積交付金、推進員設置費、農地引受支援費又は小規模基盤整備支援費の交付を受けようとする場合及び地方農政局長又は都道府県知事から指示のあった場合には、実施状況報告書を都道府県知事に提出するものとする。この場合において、市町村を経由して提出できるものとする。

エ 事業実績報告の提出等

- (ア) 実施主体の長は、事業実績報告を事業実施年度の翌年度の4月末日までに都道府県知事に提出するものとする。この場合において、市町村を経由して提出できるものとする。
- (イ) 都道府県知事は、(ア)により提出された事業実績報告を、事業実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長に提出するものとする。

2 都道府県事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

(2) 内容

実施主体が農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために、次に掲げる活動を行う場合に、実施主体に対して当該活動に必要な経費であつて、経営局長が別に定めるものを助成するものとする。

ア 都道府県段階の関係機関及び関係団体による農地利用集積円滑化事業の推進体制を構築するための検討会等の開催

イ 農地利用集積円滑化団体、市町村等を対象とした農地利用集積円滑化事業に関

する研修会等の開催

ウ 農地利用集積円滑化事業推進のための資料の作成

エ その他農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために必要となる活動

(3) 事業計画の提出等

実施主体の長は、事業計画を地方農政局長に提出し、その承認を得るものとする。

(4) 事業実績報告の提出

実施主体の長は、事業実績報告を事業実施年度の翌年度の4月末日までに地方農政局長に提出するものとする。

第3 実施期間

本要領に基づく事業（以下「農地利用集積事業」という。）の実施期間は、平成22年度から平成24年度までの3年間とする。

第4 国及び都道府県の推進指導体制

1 国は、農地利用集積事業の適正かつ円滑な推進を図るため、都道府県、市町村及び農地利用集積円滑化団体に対し、指導等を行うものとする。

2 都道府県は、農地利用集積事業の適正かつ円滑な推進を図るため、市町村及び農地利用集積円滑化団体に対し、指導等を行うものとする。

第5 助成措置

国は、予算の範囲内において、次に掲げる経費について補助するものとする。

1 第2の1に規定する農地利用集積円滑化促進事業の実施に要する経費

2 第2の2に規定する都道府県事業の実施に要する経費の2分の1以内に相当する経費

第6 その他

農地利用集積事業の実施に必要な事項は、この要領に定めるもののほか、経営局長が別に定めるものとする。

附 則

1 農地確保・利用支援事業実施要領（平成21年4月6日付け経営第7160号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。

2 農地確保・利用推進体制支援事業実施要領（平成21年4月6日付け経営第7162号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。

3 1及び2の規定により廃止される通知に基づき、平成21年度に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4 この通知は、平成22年4月1日より施行する。